

## II. 表御殿を描いた絵図

### 彦根城表御殿

城といえば天守閣をイメージするように、戦いとともに発達した天守閣は武将にとって生命線であり、天守閣のまわりには櫓や堀などさまざまな施設が造られた。しかし、徳川氏が天下を取り、やがて幕藩体制が確立してくると、天守閣は本来の機能を失い、かつての栄光を伝えるシンボルとしての役割を担うことが多くなった。かわって城郭の一隅に、藩の政務をとり、あわせて藩主が日常生活を営む書院造りの住宅建築が普及し、しだいに重要性を増していく。これが表御殿である。

表御殿は、彦根城全体の普譜がおおよそ完成した元和 8 年（1622）頃までには、造営されていたと考えられる。その後、増改築を施しながらも江戸時代250年余の風雪に耐え、明治時代の廃藩置県後、彦根・長浜県庁をへて、明治 5 年陸軍省の所管となった。そして明治11年頃、終に解体されることになった。ただ能舞台のみかろうじて難を逃れて井伊神社に移築され、数軒のうち護国神社の地に往時の姿をとどめた。表御殿の跡地は大正時代には公衆グランドに整地され、市民に開放されてきた。今回、表御殿の復元を兼ねた博物館を建設することになり、事前に発掘調査を実施したが、発掘調査には、旧藩主井伊家に伝わる表御殿を描いた絵図がたいへん参考になった。

### 表御殿を描いた絵図

表御殿を描いた絵図は総数 8 点が知られ、関連絵図を含めるとその数はさらに増える。その中で、表御殿の変遷を知る上で好資料となったのは 2 鋪である。両絵図とも、当初描いた後、増改築などで変更となった箇所に貼り紙をして修正を加えている。しかも両絵図では、相互の新・旧関係が明らかである。

古い絵図（図 1 参照）は、貼り紙で修正したものを含めて通合 2 期に分けることが可能である。これを I 期及び II 期とする。なお、この絵図に製作年代は付されていない。

#### < I 期 >

I 期は、当初描かれたままの古い絵図の時期である。既に表御殿の基本的な間取りができあがっている。それによると、表御殿は、表向と奥向に大きく分かれている。表向は表御殿の南側一帯にあり、藩の政務や公式行事を行ったところである。奥向は北側一帯を占め、藩主などが日常生活を営んだところである。

表向から詳しくみていくことにしよう。表御門を入ると、すぐ左側に 1. 遠侍（とおざむらい）が独立した棟を形成している。遠侍は「諸士勤番をなす」ところである。この遠侍を経て、左には天守に至る山道が施設されており、その奥には 2. 腰掛さらに 3. 御客馬屋がある。そして、遠侍を左にみたその正面に、表御殿の玄関にあたる 4. 御式台（おんしきだい）が威厳あるたたずまいを見せている。御式台は間口 3 間を計る。この御式台より表御門に向かって一条の瓦塀が伸びている。表御殿と外部を遮断するための施設で、中位に 89. 平重御門（へいじゅうごもん）が開く。平重御門は中門の一つで、左右に方柱が立ち、笠木はなく、扉が二枚開きとなる門を言う。寝殿造の中門廊が塀になったところからの名称という。屏中門、屏重門、壁中門、平地門などとも書く。

御式台を入り、5. 御寄附（おんよりつき）そして 11. 中小姓詰所を左にみながら進むと、やがて正面や右方に大きな部屋が眼前に開ける。御広間と通称される書院造りの建物で、13間 × 11 間を計る。四周に幅 2 間の縁側を設けた、2 列並置式の部屋が連なる。14. 御広間は 32 壁、15. 松之御間は 40 壁、16. 御上段は 18 壁、17・18. 桜之御間は各 18 壁である。御上段は床・明床・棚が付設されている。井伊年譜に「表御殿大廣間松ノ間ト云ハ、浮田

中納言秀家卿伏見ノ屋舗ノ書院拝領也、画ハ上段御調基狩野一雲筆、同所大松ノ画并櫻ノ間ノ画ハ長谷川等伯筆也、同鷺ノ杉戸ノ裡ニ耳ノ有之鳥ハ吐絞鳥ト云フ、火難ヲ避ル鳥也」と記される。桃山風の色濃い建物であったと予測され、部屋の名称は、どうやらそこに描かれた絵に因むようである。

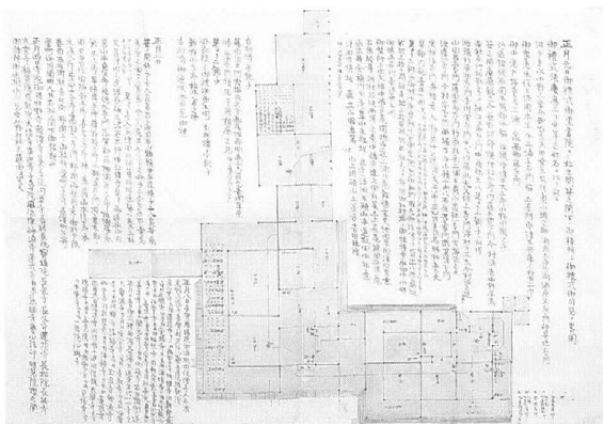
御広間の棟につづいて、さらに奥にはほぼ同様の形式と規模をもつ建物が鉤の手につながる。御書院あるいは御黒書院の称をもつ。12間×8.5間の規模をもち、四周には幅1.5間の縁側を設けている。内には2列並置式の部屋が連なる。**20. 畠之御間**（つるのおんま）は18畳、**21. 麦之御間**は15畳、**22. 御書院**は19畳、**23. 杜若之御間**（かきつばたのおんま）は10畳、**24. 次之御間**は18畳、**25. 御上段**は15畳をそれぞれ数える。杜若之御間には2ヶ所に床が、又、御上段には床1つ、棚2つが付設されている。井伊年譜に「御黒書院ノ山水被障子墨絵ノ鶴并麦ノ間、杜若ノ間の画ハ狩野興意筆、興意ハ大閣時代ノ者、細川三斎ノ幸臣也」とあり、桃山時代以来の画家による障壁画で飾られていたことがわかる。

床、明床、棚をもち、障壁画や格天井などで加飾されたこれらの書院は、どのような用途に使われていたのであろう。井伊家には藩政に伴う礼式を記した文書が多数残っているが、そこに御広間や御書院（御黒書院）の名が再三登場し、そこで対面・儀式が頻繁に行われた様を伝えている。特に、明治20年3月になって、江戸時代の記録をもとに描かれたと伝えられる一連の絵図は、各礼式において藩主以下藩士に至る人々が、その時々にどの部屋のどの位置を占めるかといったことを、こと細かく描いたものとして貴重である。「表御殿禮式御目見之図」（写5参照）は、正月元旦の礼式、黒書院より松之間下の縁側にて御目見の略図である。慶応3年の姓名をもって記す。2日御礼4日・8日・15日・21日御礼の寺院の名・席順についても表記されている。その他、「表御殿朔望御禮式表方之図」及び「表御殿八日廿一日間登場表方之席図」などがある。

**5. 御寄附より** **11. 中小姓詰所**、**13. 御右筆詰所**などの小部屋を左にみながら大きく左へ折れると、24畳が2間の**29. 笹之御間**に至る。藩士が上番して藩の政務を司る所である。彦根藩士には5階層があり、その最も位の高い藩士は通常「笹之間詰」と称された。表御殿の**29. 笹之御間**で政務につく家柄であるところからそのように呼ばれるようになったもので、禄高千石以上の藩士が詰めていたようである。

一方、**29. 笹之御間**に至る詰所として、**11. 中小姓詰所**及び**13. 御右筆詰所**があった。中小姓は、三百石以上の藩士の嗣子に与えられたもので、七十俵六人扶持を給せられた。父の在勤中から、侍見習とでもいうべき役を勤めるために与えられたものである。先の5階層中4位に位置し、彼等が詰めたのが**11. 中小姓詰所**である。一方、三百石未満の子弟は、別に騎馬徒士（きばかちし）に任せられた。5階層中最下位にあり、彼等は先述の**3. 御客馬屋**の隣、**10. 騎馬徒詰所**が与えられていた。御右（祐）筆は書物役である。平士つまり3位の階層に属し、**13. 御右筆詰所**に詰めた。

**29. 笹之御間**2間に隣接して、**31. 御用部屋**と**32. 御書認所**（おんしょしたためどころ）があり、その奥に**33. 御側役詰所**・**34. 御用人詰所**・**43. 御小姓詰所**の各詰所そして**40. 御小納戸**が、**39. 表御座**之間を控えるように配されている。**39. 表御座**之間は、藩主が公務時に座した表向きの部屋である。12畳半の間取りで、**38. 次之御間**とともに床をもち、別途**43. 御張出之間**が付く。**33. 御側役詰所**は、御側役の詰める所。御側役は常に藩主の側近に侍し、役人の上申を藩主に伝え、可否を献議



写5. 「表御殿禮式御目見之図」

1. 遠侍	35. 御茶部屋	68. いろり
2. 腰掛	36. 土之間	69. おし込
3. 御客馬屋	37. 御納戸方御土蔵	70. 水流し
4. 御式臺	38. 次之御間	71. 御末之間
5. 御寄附	39. 表御座之間	72. 右筆所
6. 御床	40. 御小納戸	73. 老女詰所
7. 明御床	41. 御上り場	74. 次ノ間
8. 御棚	42. 御湯殿	75. 御客座敷
9. 押入	43. 御小姓詰所	76. 詰所
10. 御騎馬徒詰所	44. 御薬煎所	77. 御次
11. 中小性詰所	45. 御賄部屋	78. 御座之間
12. 御坊主部屋	46. 御目付部屋	79. 下ノ間
13. 御右筆詰所	47. 御臺所	80. 上ノ間
14. 御廣間	48. 御料理之間	81. 下志ん (下陣の意か)
15. 松之御間	49. 御膳部屋	82. 上志ん (上陣の意か)
16. 御上段	50. 御釜屋	83. 御薪置所
17. 桜之御間	51. 行燈置所	84. 御賄詰所
18. 桜之御間	52. 御歩行部屋	85. 烏湯殿
19. 御廊下	53. 御肴部屋	86. 假小屋
20. 鶯之御間	54. 御番所	87. 御納戸次ノ間
21. 麦之御間	55. 次之御間	88. 御納戸上ノ間
22. 御書院	56. 御上段	89. 平重御門
23. 杜若之御間	57. 御守殿御上段	90. 棚御門
24. 次之御間	58. 御茶屋	91. 御馬場
25. 御上段	59. 御土蔵	92. 御堀
26. 御取次詰所	60. 御射手小屋	93. 水溜
27. 仕切御建物	61. 御物置	94. 御戸戸
28. 御鎖口	62. 御臺子	95. 腰御石垣
29. 笹之御間	63. 御縫物所	96. 御土圍
30. 大御料理之間	64. 御中居部屋	97. 御瓦堀
31. 御用部屋	65. 出火部や (火の文字は判読不鮮明)	98. 御石垣
32. 御書認所	66. 小吏部や	99. 御堀
33. 御側役詰所	67. 御番人詰所	100. 表御門
34. 御用人詰所		

- A. 御廊下通り道
- B. 此通り二重壁
- C. 此通り中敷居かうし
- D. 此通り壁
- E. 此所□より入り付
- F. 此入口通り道済跡△置ニ仕
- G. 此所張付取はつし=成候様
- H. 此所林之木共可成たけ其何ん残置、是非取拂可申  
分ハ、御庭方江申談、御庭方ニ而引取り可申事  
龍之進江も被仰付候
- I. 御射手小屋取拂
- J. 此高堀最初之御付札とハ違ひ申候、此張紙之通  
ニ出来可有之候
- K. 此芍薬御花壇御庭方江可申談候

- L. 此海老根御花壇御庭方江可申談候
- M. 壱間口引戸ニ成
- N. 新高堀
- O. 此所両披口
- P. 此所有來り之通
- Q. 此井有來り之通
- R. 水溜有
- S. 此路次口両披キ
- T. 此口止メ
- U. 此高堀折口 (以下不明)
- V. 此高堀取拂
- W. 此付紙之下取拂
- X. 入口△置ニ仕

表3 表御殿を描いた古い絵図記載事項一覧

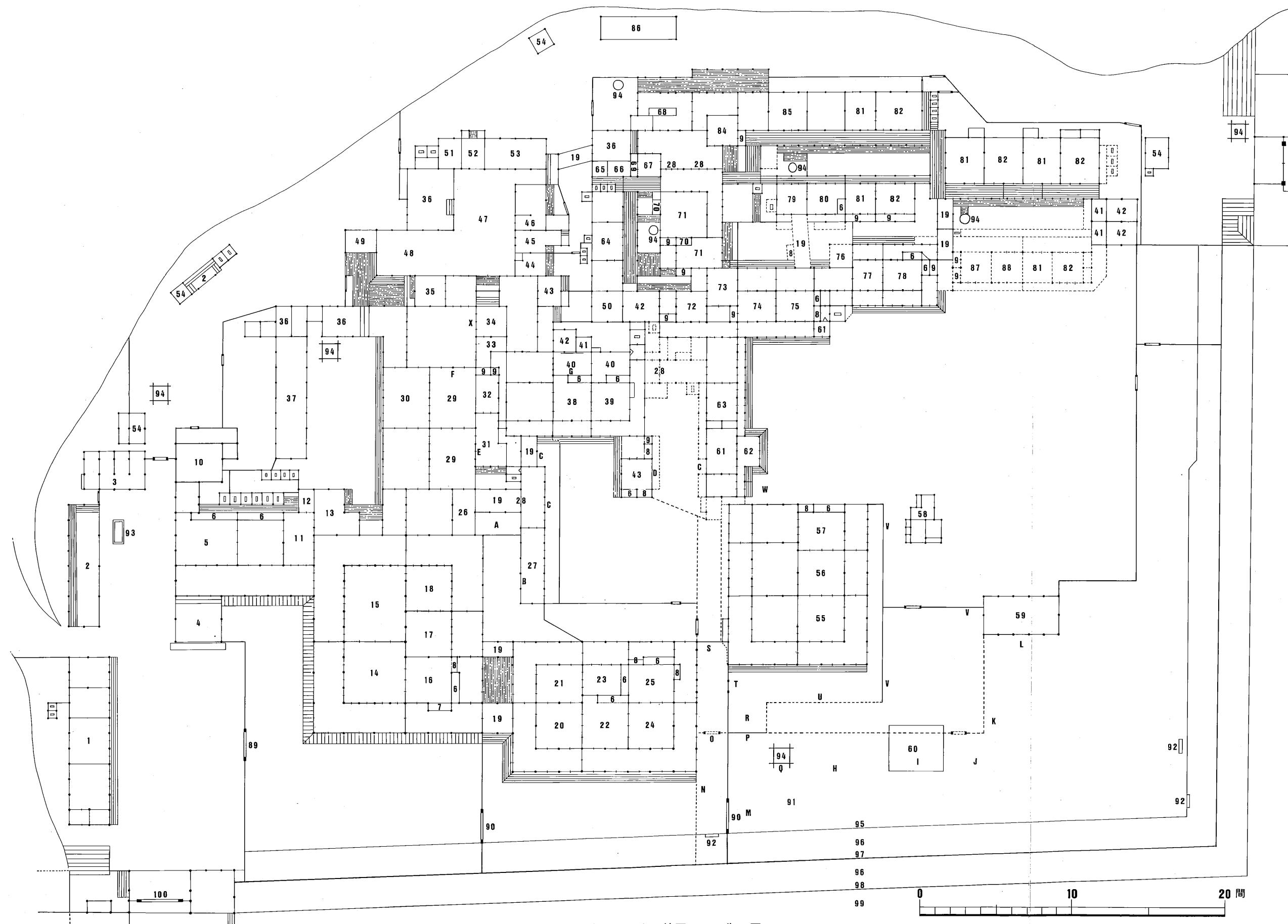


図1. 表御殿を描いた古い絵図よりの復元図  
(実線はI期・破線はII期を示す)



1. 遠侍		38. 鷺之御間	拾八畳	75. 御鎖口
2. 窓		39. 麦之御間	拾五畳	76. 表御座之間
3. 御客廄		40. 御書院	拾九畳	77. 次之御間
4. 御式臺	三間四方	41. 杜若之御間	拾畳	78.
5. 御縁側	三拾六畳	42. 次之御間	拾八畳	79. 御中老詰所
6. 御寄附	弐拾五畳	43. 御上段	拾五畳	80.
7.	拾八畳	44.	拾弐畳	81. 御次
8. 御床		45.	六畳	82. 若殿様御座之間
9. 押入		46.	九畳	83. 御湯殿
10.	六畳	47. 御縁側折廻し	弐拾壹畳	84. 御鎖口
11.	七畳半	48. 御縁側折廻し	弐拾弐畳半	85.
12.	拾畳	49. 御縁側折廻し	三拾壹畳半	86.
13. 水置		50.	九畳	87.
14. 流シ		51.	拾八畳	88. 御物置
15. くと		52.	九畳	89. 御湯殿
16.	拾四畳	53. 御廊下		90.
17. 御坊主部屋	三畳	54. 御小納戸	拾五畳	91.
18. 御祐筆詰所		55. 御物置	六畳	92. 御小姓詰所
19. 中窓		56. 御物置	拾畳	93. 物置
20. ヒラキ		57. 御廊下	四畳→小納戸詰所 四畳	94. 御薬煎部屋
21.	三畳	58. 御側役詰所		95. 納戸
22. 御廣間	三拾弐畳	59. 御橋掛け		96. 御用人詰所
23. 松之御間	四拾畳	60. 御舞臺		八畳
24. 御上段	拾八畳	61. 笹之御間	弐拾四畳	97.
25. 桜之御間	拾八畳	62. 大御料理之間	弐拾四畳	98.
26. 桜之御間	拾八畳	63.	弐拾四畳	99.
27. 御明床		64.	拾六畳半	100. 御茶部屋
28. 御棚		65. 御鞠場		101. 爐
29.	拾畳	66.	四畳	102. 御料理之間
30.	拾弐畳	67.	三畳	103. イロリ
31. 折廻し	三拾弐畳	68.	六畳	104. 御膳部屋
32. 御縁側折廻し	四拾四畳	69. 御休息之間	八畳	六畳
33. 御縁側折廻し	四拾畳	70. (間適軒)		105. 御納戸方
34.	弐拾畳	71.	三畳	106. 大焼所
35. 御廊下	八畳	72.	七畳	107. 物置
36. 物置		73.	四畳	108. 御番所
37. 御廊下	四畳	74. 御張出し御座之間		109. 御番所
				110. 御賄部屋
				111. 御目附部屋

表 4-1 表御殿を描いた新しい絵図記載事項一覧

112. 御目附部屋		150. 御亭		188. 拾壹畳
113. 御賄部屋		151. 六畳		189. 拾畳
114. 御騎馬歩行詰所		152. 五畳	190. 惣湯殿	
115. 御膳方物置		153. 五畳	191.	拾貳畳半
116. 物置		154. 拾畳	192.	拾畳
117. 御廊下		155. 四畳半	193.	拾五畳
118. 入口		156. 七畳半	194.	八畳
119. 中之口		157. 御客座敷	195.	拾畳
120. 御物置		158. 七畳半	196.	八畳
121. 水溜		159. 御次之間	197.	拾畳
122. 御座之間	拾畳	160. 七畳半	198. 御土蔵	
123. 御次	八畳	161. 三畳	199. 物置	
124. 御寢之間	拾畳	162. 老女詰所	200. 御番所	
125.	六畳	163.	八畳	201. 水流
126.	九畳半	164.	四畳	202. 下水溜
127.	六畳	165. 若殿様御座之間	拾畳	203. 水溜
128.	四畳	166. 御物置	五畳	204. 中御門
129. 詰所	六畳	167.	八畳	205. 假小屋
130. 御茶所(天光室)	四畳半	168. 御中居部屋	拾畳	206. 釜屋
131. 下地窓		169.	八畳	207. 表御門
132. 御廊下		170.	三畳	208. 御門
133. 御納戸	八畳	171. 御末之間	拾壹畳	209. あずち 垛
134.	六畳	172. 御末之間	拾八畳	210. 御土蔵
135.	貳畳	173.	貳拾畳半	211. 御茶屋
136.	六畳	174. 上御鎖口		212. 三畳
137.	四畳	175. 下御鎖口		213. 四畳半
138.	二畳	176. 御番人詰所		214. (ふないあん) (不待庵)
139. 御納戸	拾貳畳	177.	拾畳	215. (鷺谷)
140. 取置 御射手小屋		178.	八畳	216. 鉄砲垣
141. 御物置		179. 御廊下		217. 御土蔵
142. 御廊下		180.	九畳	218. 水溜
143. 御廊下床カ下道		181. 下陣	八畳	219. 御土蔵
144. 六畳半		182. 上陣	拾畳	220. 御射手小屋
145. 御佛殿	六畳	183.	八畳	221. 腰御石垣
146.	拾貳畳	184.	八畳	222. 御土圍
147.	拾五畳	185.	八畳	223. 御瓦塀
148.	八畳	186. 御醫師詰所		224. 御堀
149.	三畳	187. 御賄詰所		

表 4-2 表御殿を描いた新しい絵図記載事項一覧

白紙附札之分御破損所申上

- イ. 此御屋根東之方大損ニ付葺替、西北南之分損  
シ繕ひ并御新建江之御廊下屋根損シ之分葺替
- ロ. 御屋根東側之分柿大損し葺替
- ハ. 此御屋根西側之分丶兩破風共、柿大損しニ付  
葺替、并南三方御屋根耳合シ所損し大繕ひ
- ニ. 御舞臺御屋根北之方柿大損し之分葺替東西  
南之分ハ損繕候、御橋掛リ御屋根所々損繕  
候、後座之庇し御屋根大損し葺替
- ホ. 此屋根損し繕候、庇し之分柿大損しニ付葺替
- ヘ. 此御屋根西之方裾通り之分柿大損シニ付葺  
替、東北南之分損し繕候
- ト. 此御屋根西側之分柿大繕候、南寄之分ハ裾通  
葺替、東側之分御玄関取合之谷左右共損大  
繕候、并御用部屋屋根西側谷共大損し繕候
- チ. 塀重御門柱式本共朽損シ根継并左右御高塀  
屋根猿頭朽損し之分取替
- リ. 此所瓦屋根下地共大損シ御修覆 柱損し之  
分根継、壁附替 床カ大損ニ付張替
- ヌ. 竹掾大損し根太尾引古相用張替、床カ損し繕  
候、大水流し式カ所損取替
- ル. 大庇し之分屋根瓦雨洩ニ付葺替
- ヲ. 御屋根瓦東西共大損葺替

- ワ. 中之口内壁上塗所々損し之分仕替
- カ. 高塀大損し御修覆并竹掾板庇し大損し仕替
- ヨ. 板庇し損し仕替
- タ. 御湯殿敷板損し繕候
- レ. 此所屋根下地損し繕候
- ソ. 此所壁損シ中塗リ上塗リ仕替 并御高塀壁損  
し分右同断
- ツ. 板塀大損し古相用張替
- ネ. 板塀大損し古板少々相用張替
- ナ. 外廻り腰板所々損繕候
- ラ. 板塀損し御修覆
- ム. 御掾下御庭籠敷居戸共大損し取替并御掾板  
損シ之分取替
- ウ. 御床コ脇之分壁上塗損し仕替
- ノ. 此御高塀失切腰板土臺共損し繕候 竹志たミ  
損し之分取替、壁上塗所々繕候
- オ. 御鞠場天窓戸損し古相用張替并御屋根繕候
- ク. 御掾板式ヶ所損繕候
- ヤ. 御舞臺懸戸所々損繕候
- マ. 御物置床カ大損し古木相用張替大樋損し繕候
- ケ. 御切戸損し繕候
- フ. 御掾板朽損し三分取替
- コ. 御切戸柱二本共朽損シ根継
- エ. 此御建前取解片付御座候ニ付懸紙仕候

表4-3 表御殿を描いた新しい絵図記載事項一覧

黄紙附札之分御破損所窺

あ. 御床コ之内壁上塗損し所無御座候得共所々  
鋸出申候ニ付塗替可申裁奉伺候

赤紙附札之分御畳御修覆窺

- A. 御臺所并此辺詰所向畳之内  
三拾壱畳 床コ損し直し縁附替  
拾九畳 湿ヶ虫入損し取替  
拾六畳 同断但し御奥向ニテ取替申候、南  
西床之内少々宜敷分メ直し相用  
ひ申候
- B. 此間畳六畳湿氣虫入取替
- C. 此間畳之内壱畳湿氣虫入取替  
拾四畳古裏返シ  
七畳床コ損シ直し
- D. 此間畳六畳損し古裏返し
- E. 此御間畳之内、三畳湿氣虫入取替 九畳古  
裏返し
- F. 若殿様御座之間御次御畳メ拾六畳之内、四  
畳半湿氣虫入取替、壱畳床コメ直し縁付替、  
拾畳半古裏カヘシ
- G. 此二タ間畳之内、五畳湿氣虫入取替 九畳半  
古裏返し
- H. 表御座之間御次御縁側御畳之内、拾四畳半  
御座之間御表替、四拾畳半古裏返し、式畳湿  
氣虫入ニ付取替
- I. 御張出し御次并四畳之間御畳之内、九畳御座

之間御表替、拾三畳古裏返し

- J. 此四間并御中老詰所御畳之内、拾八畳湿氣虫  
入取替、拾九畳床コ損メ直し縁付替
- K. 此四間御畳之内、拾八畳湿氣虫入取替、三  
拾九畳床損メ直し縁付替
- L. 此御畳之内、三畳虫入取替 六畳床コ損シメ  
直し
- M. 此御畳之内、壱畳虫入取替、六畳床コメ直し
- N. 此詰所畳之内、拾壱畳湿氣虫入、但し御奥向  
ニテ取替申候南西床之内ニテメ直し相用申候
- O. 此三間御縁側御床コ共御畳之内、六畳湿氣虫  
入取替、式拾九畳床コ損シメ直シ 縁付替
- P. 御縁側御畳之内、壱畳湿氣虫入取替、式拾  
壱畳床コ損シメ直し縁付替
- Q. 松之御間御畳之内、七畳床カ損シメ直し縁付  
替
- R. 御上段御廣間御畳メ五拾式畳古裏ガヘシ内式  
畳御床コ畳
- S. 桜之御間御畳之内、式畳湿氣虫入ニ付取替
- T. 御黒書院御畳之内、壱畳長式間之御床コ畳  
虫入取替、壱畳床コメ直し縁付替
- U. 此二タ間御畳メ拾畳古裏ガヘシ

口分ケ附札之外諸御建前柱根床カ根太敷居等湿氣虫  
入、其外壁損し所御建具并高屏板屏矢切見隠し竹樋水  
懸樋其余御屋根下地共分而可奉申上程ニも無御座、御  
破損所数ヶ所御手入御修覆申足代懸拂御掃除迄出来

表 4-4 表御殿を描いた新しい絵図記載事項一覧



図2. 表御殿を描いた新しい絵図よりの復元図  
(実線はIII期・一点破線はIV期・破線はV期を示す)



する役柄である。武役席つまり笹之間詰の次位にある藩士で、三百石から四百石の者で構成された。**34.御用人詰所**は、用人の詰める所。用人は家老の次に位し、内外の雑事、出納の事務を担当した。主として笹之間詰の藩士からなり、七百石から二千五百石位までの藩士がこの職に当った。**43.御小姓詰所**は小姓の詰める所。小姓は、先述の中小姓同様三百石以上の藩士の嗣子に与えられるものであるが、その中でも身分の特に高い者の子弟がなった。百俵八人扶持を給せられ、待遇は三百石以上の士に準ずるものであった。階級は5階級中4位と中小姓に同じである。**40.御小納戸**は御小納戸の控える所。御小納戸は藩主の側近にあり、藩主の身辺の世話を当る役である。笹之間詰の次位、武役席に位置した。この部屋の奥には、**41.御上り場**と**42.御湯殿**がある。藩主の入浴に供されたのであろう。

**29. 笹之御間**や**39. 表御座之間**の西一帯、つまり表向では最も奥まった箇所に、**47. 御臺所**や**48. 御料理之間**がある。調理補給をする所で、食事時にはあわただしい情景が展開されたであろう。これらに隣接して、**45. 御賄部屋**の他**46. 御目付部屋**・**52. 御歩行部屋**（おんかちべや）などの部屋がある。**45. 御賄部屋**は、食料の買付を支配する御賄のいた部屋。百石から二百五十石程度の平土つまり5階級中3位の士が侍した。**46. 御目付部屋**は御目付のいた所。御目付は、士の非違を監察し、藩主や家老に報告する職である。報告書は密封されて家老衆立会の下に開封されたといわれ、立会者の氏名印と日附を書き入れて保存された。平土で八十石から百五十石の者が任じられた。**52. 御歩行部屋**は歩行のいた部屋。歩行は士と足軽の間の階級である。扶持米二十六俵三人扶持を給せられていた。このようにみると、藩政を司る各部屋や詰所の構成が、**39. 表御座之間**を中心に、重要なポストからしだいに輕位なポストへと孤状に広がっていた点が理解されよう。

以上で表向を概観したことになる。ひき続き奥向の諸建物をみていくことにしよう。御書院棟の奥、やや中奥的な位置に、高塀で囲まれた大きな書院造の建物がある。御守殿の名が残る。表向の御広間や御書院（御黒書院）と良く似た形式と規模をもつ建物である。建物は10.5間×9間を計り、北西辺を除く三方に幅1.5間の縁側が廻る。縁側の内には2列並置式の部屋が連なる。**57. 御守殿御上段**は15畳で床と棚が付く。次いで**56. 御上段**の18畳、**55. 次之御間**の18畳がつづく。井伊年譜に「同所御守殿ノ画狩野古右京筆、永徳法印ノ嫡子也」とあり、狩野古右京（光信）の障壁画で飾られていたようである。狩野光信は、狩野家で徳川氏に仕えた最初の人で、江戸城の障壁画も描いている。井伊年譜には引き続いて「表御殿ニ御上洛ノ時年月不詳御建物出来画図之候」と付記される。御守殿は、通常將軍の女（むすめ）で、三位以上の大名に嫁したもの居所を言うが、ここではそうではなくて、將軍上洛のための臨時の宿泊施設を御守殿と称したようである。狩野光信の障壁画で飾った意図も、どうやらこのあたりにありそうである。ところで「上洛ノ時」は表御殿の成立期を考慮すると、『徳川実紀』の「寛永十一年七月七日夕方彦根の城にいらせ給ひ、納涼のため星夕の宴あり……」にあたると考えられている。つまり、この御守殿は寛永11年（1634）、徳川家光の上洛に際して建てられたと予測される。

なお、御守殿の称をもつ建物が、彦根城域にはもう1棟存在した。本丸の東に連なる鐘の丸の東南隅に建っていた建物がそうである。井伊年譜に「鐘ノ丸御守殿ハ東福門院様御入内の時建、然共不入之由」とある。元和6年（1620）、徳川秀忠の女、東福門院が入内の途次に宿泊するための施設として建てられたが、入内順路の変更により、終に使用されなかったようである。

さて、表御殿の御守殿の建物のすぐ北には、**58. 御茶屋**が存在する。藩主や来客者の接待などに活用されたのであろう。この茶室は、その後IV期に至り、後守殿の跡地に庭園が造営されると、反転してその一隅に移築されることになる。

御守殿の東方一帯は、**60. 御射手小屋**以外に建物はない。射手小屋に対応する**92. 御塙**（おんあずち）が3基、

土居に面して築かれている他、91.御馬場が一帯を占める。武芸手習いのための一角と解される。なお、60.御射手小屋は、II期に至り御守殿まわりの高塀が造り変えられるとともに解体されている。

御守殿の奥には、文字通り奥向の機能を持った諸室が続く。御守殿を望む中庭に面して、75.御客座敷の棟と78.御座之間の棟が鉤の手に連なる。御客座敷棟は、床と棚を持った10畳の75.御客座敷及び同じく10畳の74.次ノ間で構成されている。御座之間棟は、2つの床を持つ10畳の78.御座之間及び8畳の77.御次で構成される。藩主のくつろぐ空間である。この御座之間棟の北からは、北西方向に廊下が伸びて、最奥の長局に連なる。長局は、長い廊下に沿って侍女達の部屋がずらりとならんでいる。この長局は、時代によって消長の著しい建物棟であるが、I期当時は3棟存在する。そのなかで床を持つ部屋はわずかに1部屋。80.上ノ間と称される10畳の間に限られている。そして、他の多くの部屋が81.上志んあるいは82.下志んと呼ばれている。「志ん」は「陣」の意か。上志んと下志んで1セットをなすようである。

一方、御客座敷の西方一帯には、食事その他奥向を維持する人々の詰めた部屋が集中している。73.老女詰所、72.右筆所、64.御中居部屋、67.御番人詰所、84.御賄詰所などがある。73.老女詰所は侍女の長である老女が詰めた部屋。72.右筆所は、表向として別に13.御右筆詰所が存在するので、奥向の書物役が詰めていたと考えられる。64.御中居部屋は、勤仕の女が控えた部屋。67.御番人詰所では、その東にある上・下の28.御鎖口に目をひからせていたであろう。84.御賄詰所も、表向として別に45.御賄部屋があるので、おそらく奥向の食料買付の支配が主たる職務であったと予測される。

なお、奥向には大きく3ヶ所に湯殿・釜屋関係が集中する。藩主以下各層ごとにそれぞれ使い分けがなされていたのであろう。

#### < II期 >

II期は、古い絵図に貼り紙を貼るなどして、加筆修正した時期のもの。加筆修正箇所はわずかであるが、次的新しい絵図の原図つまりIII期への系譜をたどる上で貴重であるので、あえてこの期をII期として独立させた。

表向に変更箇所はほとんどみられない。ただ、39.表御座之間の北に小室を数部屋増築して、そこに奥向と分ける28.御鎖口を設けている。奥向では、75.御客座敷の奥に、長局に連なる19.御廊下が付設された他、78.御座之間の北に新しく長局が1棟増築されている。この長局は4室よりなるが、内2室は上・下の御納戸である。長局は通合4棟を数えることになる。なお、この期には、表向・奥向を問わず高塀の解体と新築が著しい。絵図では表現されていないが、各建物間の空間利用に大変な変更があったのではないかと思われる。

#### < III期 >

新しい絵図（図2参照）は、原図に貼り紙を付して修正を加えた部分がたいへん多い。しかも、貼り紙を付し修正した部分に、再度貼り紙を付して修正した箇所も少なくない。貼り紙の紙質および修正時の彩色の具合などを細かく分析した結果、修正に大きく2時期が考えられ、原図を含めて通合3時期が判別された。ただ、この絵図にも古い絵図と同様に製作年代が記されていない。従って、古い絵図のII期とこの絵図の原図つまりIII期との間に、どれ程の時間的隔たりがあるのか不明である。

もっとも、II期からIII期へ、建物そのものの変化はさほど大規模ではない。表向では、縁が若干付設されたり、便所の位置が少し変更になっている他は、唯一76.表御座之間の東一帯、奥向に連なるあたりに増築が認められる。76.表御座之間のすぐ東には、古い絵図のI期段階より43.御張出之間が存在した。床や棚を備えた建物であり、藩主の座す76.表御座之間の別棟的な機能が考えられたが、新しい絵図では、その建物に74.御張出し御座之間の称が与えられている。そして、III期には、この建物が40.御書院の棟近くまで大きく伸長している。ただ、残

念ながら当地はⅤ期に再び大きな増改築が施され、そのためⅢ期の建物を示した貼り紙のほとんどが剥がされて遺存しない。わずかに剥ぎ残した痕跡から、先述の建物規模が想定されるに留まった。

一方、奥向では、やや中奥的な位置に建てられていた御守殿がなくなり、その跡地の北西側一帯に庭が描かれている。先に、御守殿は將軍上洛のために建てられたあくまでも臨時の宿泊施設と記したが、そのためか早々と姿を消している。そして新しく造られた庭は、どうやら野筋風の築山が数箇所に築かれ、景石を配して枯山水なども設けていたようである。築山の周辺には、霞零（あられこぼし）風の園路や柴垣のような描写もみられる。新しい絵図の**154.御座之間**や**157.御客座敷**などから降り、しばし散策するための庭であろう。

そして、Ⅱ期に**154.御座之間**の北に増築された長局が、再び姿を消している。併設されていた御湯殿もなくなっている。又、その長局の奥の長局についても、建物の位置にさしたる変化は認められないが、間取りが変化しており、おそらく一度解体して再建したものと予想される。長局が、時代によって消長の著しい建物であることを裏付けている。

その他、**154.御座之間**の奥で若干の増築が認められる他は、ほぼⅡ期と同様の建物構造を示している。なお、外まわりでは、臺所の奥、山と接するあたりに**206.釜屋**が新設された他、**205.假小屋**（かりごや）が増築されている。

#### <Ⅳ期>

Ⅳ期は、奥向で大きな変化がみられた時期である。表向ではほとんど増改築の痕跡が認められない。奥向では、**40.御書院棟**の北方一帯、Ⅰ・Ⅱ期に御守殿があり、Ⅲ期になってその北西側に枯山水の庭が造られた一帯に、新しく**122.御座之間**を中心とする大規模な建物が新築され、それを望むように池泉式庭園が付設された。この建物は、**157.御客座敷棟**より直角に伸び**145.御佛殿**で終わる長棟と、**117.御廊下**によって連接していた。床と棚を備えた10畳の**122.御座之間**を中心に、8畳の**123.御次之間**、10畳の**124.御寢之間**、8畳と12畳の**133・139.御納戸**などの部屋で構成され、庭園に向かって少し張り出すように4.5畳の**130.御茶所**（天光室）が配されている。**130.御茶所**は**216.鉄砲垣**で囲まれた露地（ろじ）が存在したようである。藩主が公務の合間にしばしく述べ、時に茶を点てる私的な空間であったようだ。ちなみに、13代藩主井伊直弼は大名茶人としても著名な人物であるが、彼が著わした『彦根水屋帳』には、この天光室と称した**130.御茶所**やⅦ期になって新しく周辺に建てられることがある**214.不待庵・70.間適軒**といった茶室が再三登場している。なお、茶室としては、この期、庭園に面して**122.御座之間**棟のすぐ東に**211.御茶屋**があった。3畳と4.5畳の2間からなる。面白いことに、実はこの茶室は、Ⅰ・Ⅱ期の階段に、御守殿のすぐ北に建てられていた由緒ある茶室である。Ⅲ期にどこに存在したのかは分からぬが、Ⅳ期になって当地に移築された。移築の際、建物の軸線が180°転換されている。そして、Ⅴ期には再び移築されたのか、あるいは終に解体されてしまったのか当地から姿を消す。茶室の名称は、残念ながらまだ判名していない。

**122.御座之間**棟の北には**140.御射手小屋**がみえる。藩主はくつろぐ一方で、武芸の手習いも怠ってはいなかつたようである。この**140.御射手小屋**は、Ⅴ期のある階段には「取解」される。武芸手習いの場は、園の南東、**220.御射手小屋**へと移ったようである。

**122.御座之間**棟の奥、さらにくつろぐ側面の強かったと思われるもう1棟の**154.御座之間**棟には、この期その東に**150.御亭**（おちん）と称す建物が付設される。御亭は東屋（あずまや）風の簡素な建物で、後述する絵図から、眺望のきく2階建てであったことが判明している。8畳と6畳の2間からなる。

そして、最も奥まった一角を占める長局は、**154.御座之間**棟の北に再び1棟がたてられている。8畳3間より

なる。この地は、II期で増築され、III期で解体されたままになっていた所である。結局、この期の長局は通合4棟を数えることになる。

#### <V期>

V期では表向で能舞台が新設され、奥向で長局の1棟が解体される他には、さしたる大きな変化は認められない。むしろ、既存の建物に手を加え、拡充を計る傾向が強い。

表向では、22.御廣間棟と40.御書院棟に挟まれた中庭に、新しく60.御舞臺（能舞台）が建てられた。その際、I期以来若干の変化をみせながらも、ずっと当地に長棟を構えてきた建物、つまり54.御小納戸などで構成された建物は、終に解体された。ただし、他の絵図をみると、能舞台の59.橋掛り（はしがかり）より奥の部屋、例えば55.御物置などは残して、「樂屋」の機能を持たせていたようである。59.橋掛りの延長は、61.笹之御間に達している。演能時には、大鏡を備えて「鏡の間」に変様したのであろう。

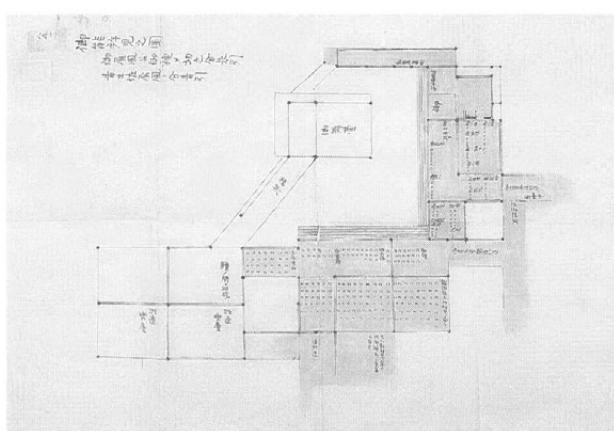
能舞台は、桃山時代から江戸時代の初期にはほぼ完成域に達したとされる。それは、やがて徳川幕府が定めた式楽として固定化されていった。その典型をなすのが、江戸城本丸の表舞台である。その詳述は別稿に譲るが、表御殿の能舞台は、建立時期は異なるものの、構造形式等基本となる諸点が、江戸城の舞台と極めて良く合致している。明らかに徳川幕府の定めた規範にそって建立されたものであることがわかる。表御殿の能舞台は、表向に位置を占め、公式行事にも使用されることの多い、格式を重んじた舞台であったようである。明治20年3月に江戸時代の記憶や記録をもとに描かれたと伝えられる一連の絵図中には、「御能拝見之図」が含まれている。藩主とその兄弟、そして家老や御用人以下の各藩士が、40.御書院棟（正面）と22.御廣間棟（脇正面）を使用して能を拝見する際の配置が細かく描かれている。なお、絵図には、この舞台の位置に以下のような付札がある。「二、御舞臺御屋根北之方柿大損し之分葺替東西南之分ハ損繕候、御橋掛り御屋根所々損繕候、後座之庇し御屋根大損し葺替」。舞台・橋掛りとも、屋根は柿葺（こけらぶき）であったことがわかる。

一方、III期に74.御張出し御座之間から40.御書院棟近くまで伸長していた建物は、この期には全体に改築が加えられ終に40.御書院棟に完全に連接する。接したあたりは65.御鞠場（おんまりば）が広がっている。鞠場は鞠の庭（壺）とも称され、蹴鞠をする場所のこと。先の能舞台に近接するところでは、能舞台の切戸口付近からこの建物に向かって通路が伸び、反対側には69.御休息之間棟が付設される。この棟は、奥向へ張り出すように建てられた表向の建物。東に「間適軒」という4畳の茶室が設けられている。藩主などがしばし休息をとり、茶に親しむ空間であったようである。

61. 笹之御間棟の西には105.御納戸方へ伸びる小屋組が新築される。又、76.表御座之間の北一帯、表向と奥向

の境界域一帯が改築されている。藩主の嗣子である若殿様の御座之間が84.御鎖口を挟んで表向82と奥向165に存在する。その他、表向では便所の位置が変更になったり、外まわりの206.金屋が若干増築されている。

奥向では、最も北に位置した長局つまりIII期に再建された長局が、この期に至り解体されて姿を消す。庭園でも122.御座之間棟のすぐ東に位置した211.御茶屋が姿を消し、かわって園地の対岸に新しく茶室と待合が設けられる。茶室は「不待庵」、待合は「鶯谷」と称されていたことが、他の絵図などから判名している。



写6.「御能拝見之図」

不待庵はやや複雑な建物構造をしており、瓦塀をうまく取り込んでその内外に各1室の茶室がしつらえられている。瓦塀の外には217・219.土蔵が新しく建てられる。庭園に面した122.御座之間棟とその奥の154.御座之間棟の間には、長さ9.5間の長狭な142.御廊下が施設されて両棟を結ぶ。142.御廊下には「御廊下床カ下道」の付札があり、高廊下であったことがわかる。その他、奥向でも便所の位置に変更があったり、縁の付加された建物が散見される。又、建物の外周では、特に庭園に面した122.御座之間棟の周囲の瓦塀に多くの変更が認められる。

以上、2錦の絵図を判読して得られた表御殿の変遷について、I期からV期の5期に分類して各期の姿を垣間見た。これらを一覧表の形で整理してみると、以下のとおりである。ただし、記載したのは主要な変遷に限った。

表5 絵図からみた表御殿の変遷（ただし、主要な変遷に限る）

	表 向	奥 向
I 期	・表御殿の基本的な間取りができる。	
II 期	・増改築がほとんど認められない。	・長局を1棟増築。
III 期	・表御座之間から東方に、御書院近くまで建物が張り出す。	・御守殿が姿を消し、その跡地の北西側一帯に枯山水の庭を築く。 ・長局2棟が解体され、内1棟のみ再建。
IV 期	・増改築がほとんど認められない。	・御座之間を中心とする1棟が新築され、それに面して池泉式庭園が造られる。 ・御亭の新築。 ・II期に増築され、III期で解体されたままになっていた長局が再建される。
V 期	・能舞台の新設。 ・表御座之間から東方に張り出した建物が、終に御書院に連接する。	・III期に再建された長局が解体される。 ・庭園側の御座之間棟と奥の御座之間棟が高廊下によって結ばれる。

引き続き、表御殿を描いたすべての絵図について、その特徴を記し整理しておこう。

表6 表御殿を描いた絵図一覧表

1	名称なし	彩 色	本文に詳述の「古い絵図」		I・II期	表向・奥向
2	表御殿御奥方御絵図 御作事方	彩 色	本文に詳述の「新しい絵図」	118.8×171.5		表向・奥向
※ 3	御城内御絵図	彩 色	御城内（内堀より内側）全域を描いた絵図。その東南方向に表御殿が描かれる。城全域の一部として描かれた表御殿であるため、細部の省略された箇所がある。奥向に御守殿が存在するところからII期以前と考えられるが、表向の表御座之間の東に張出之間が見られない点、奥向の御客座敷や御座之間のすぐ北西にいまだ長局が存在しない点など、本項のI期より古相を示す。一方、奥向の御座之間の東に比較的規模の大きな1棟が存在している。この棟は他の絵図に類例がみられない。		I期以前？ (絵図に文化11月(1814)6月と記す。)	表向・奥向
4	表御殿御絵図	彩 色	2と良く似た絵図。一部貼り紙が付され、IV期の建物間の庭14ヶ所にはイーカの番号が貼られ、それに伴なう仔細な絵図4錦が添う。これらの絵図は、庭園を熟知した専門家によって描かれたものと予想され、収納袋には「表御殿御庭絵図四 御普請方」と記される。 1. (イ~ホ) 坪庭 2. (ヘ) 本庭 3. (ト~ヲ) 坪庭 4. (ワ~カ) 坪庭	113.8×109.0	IV・V期	表向(一部) ・奥向
5	名称なし	彩 色	2のV期にはほぼ同じ。庭園の園地や築山などが描かれるが、「不待庵」や「鶴谷」といった茶室・待合がない。かわって、馬蹄形・方形・円形の樹状施設が存在する。庭園外郭の3つの土蔵は、219のみ「新御土蔵」と記されている。庭園東方は瓦塀を入隅形にし、その部分に杉垣が補われている。	82.5×113.9	V期	奥 向
6	表御殿絵図	彩 色	2のV期にはほぼ同じであるが、御休息之間南方に一部変更があり、内1室は湯殿風の表示がある。又、御広間棟の南東に長棟の1棟がたてられ、手前に井戸2基が併置されている。明治20年3月に	91.5×93.4	V期	表 向

			作成された一連の絵図と同袋に入って伝存する。ただし、絵図の筆跡や紙質などは異なる。明治20年3月に作成した絵図の原図となった可能性が考えられる。 ＜明治20年3月作成絵図＞ 1. 御帰城後幕之間諸役人溜被為召候節之図 2. 年始五節句朔望間御出仕御家老被為召候節之席 3. 御盃頂戴之図 4. 召入御座候席 5. 御能拝見之図 6. 八日廿一日間之登城表方之席 7. 正月元旦御禮式御目見之図 8. 朔望御禮式表方之図			
7	名称なし	単色	2のV期にはほぼ同じであるが、150御亭、183～185の長局、190～193の長局、168御中居部屋と169の4ヶ所に付け札あり、それらが2階建ての建物であったことが判明する。	78.6×68.0	V期	奥向
8	表御殿御絵図	単色	2のV期に同じ。表向の主要な部屋10室について、イ～ヌの朱書の番号が付される。イは69御休息之間、ロは74御張出し御座之間、ハは76表御座之間、ニは77次之御間、ホは41杜若之御間、ヘは43御上段、トは38鶴之御間、チは24御上段、リは7又は6御寄附である。この番号は、次の9と同様、番号に相応する起こし絵が存在したことを示す。ただし現存せず。	86.7×79.2	V期	表向
9	彦根城御奥方御絵図 御作事方	単色	2のV期に同じ、奥向の主要な部屋8室について、ル～ソの朱書の番号が付され、それに伴う起こし絵が添う。IV期に建てられた122御座之間棟が「御新建」となっている点が留意される。 ＜起こし絵＞ 1. (ル) 122. 御新建御座之間 2. (ヲ) 125. 3. (ワ) 130. 御茶所 (天光室) 4. (カ) 147. 5. (ヨ) 157. 御客座敷 6. (タ) 154. 御座之間 7. (レ) 150. 御亭 8. (ソ) 165. 若殿様御座之間	81.0×70.6	V期	奥向
10	御樋筋絵図 八月 御普請方	彩色	袋書に「油懸口御門外堀元枠より本奥泉水井黒御門外屋敷堀重御門迄」とある。外堀に面した油懸口御門（現在の城東小学校裏）の元枠より表御殿さらに櫛御殿に至る樋筋を描いた絵図。樋筋は石樋と樋（おそらく木樋）の2種類が描かれ、表御殿には樋（木樋）のみ導かれる。給水先は庭園の園池。そしてその庭園には「不待庵」や「鷺谷」が描かれているところから、V期の所産と解される。庭園の前の建物は「御殿」、22.御広間棟は「松ノ御間」、40.御書院棟は「御黒書院」の記載がある。	88.2×208.1	V期	表向・奥向(各一部)
※ 11	城下水道図	彩色	9に良く似た樋筋絵図。元枠から表御殿さらに櫛御殿に至る樋筋を描く。各武家屋敷や町屋への給水が書き込まれたり、樋の拡大図を貼り付けるなど、9より詳細に描かれる。樋筋は、石樋と新樋（おそらく木樋）の他、竹樋が導かれる。木樋は庭園の園地に竹樋は庭園の前に広がる122.御座之間棟（「新御殿」と記載）の東あたりに給水される。庭園に「不待庵」や「鷺谷」は表現されていないが、9によく似ており、庭園隅に土蔵（V期に新造）があり、御座之間棟と奥を画す瓦塀（V期に新造）が描かれるなど、V期の所産と考えて間違いないであろう。	V期（絵図に文化元年（1804）と記す。）	表向・奥向(各一部)	
12	その他表御殿各部屋を描いた起こし絵	単色	＜茶室・間適軒関連＞ 1. 表御殿御休息御茶所雛形。 2. 御殿居間表茶畠起こし絵図（1と少し異なる所あり） ＜茶室・天光室関連＞ 3. 金龜城内天光室御御新建統御茶所雛形（天光室及びその露地を描く。） ＜茶室・不待庵関連＞ 4. 金龜城内不待庵御新館御泉水句新建御茶所雛形 5. 城内二疊中板不待庵 ＜待合・鷺谷関連＞ 6. 金龜城内鷺谷御新館御泉水句御待合雛形 （なお、2を除く1～6の起こし絵の題字は、13代藩主井伊直弼筆。ほぼ同期に記されたものと考えられる。）	V期 V期 V期 V期 V期 V期	表向(一部) 奥向(一部) 奥向(一部) 奥向(一部) 奥向(一部)	

(※は彦根市立図書館蔵。ここに示した絵図は、すべて復元工事報告書の写真図版に掲載した。)

## 絵図の実年代

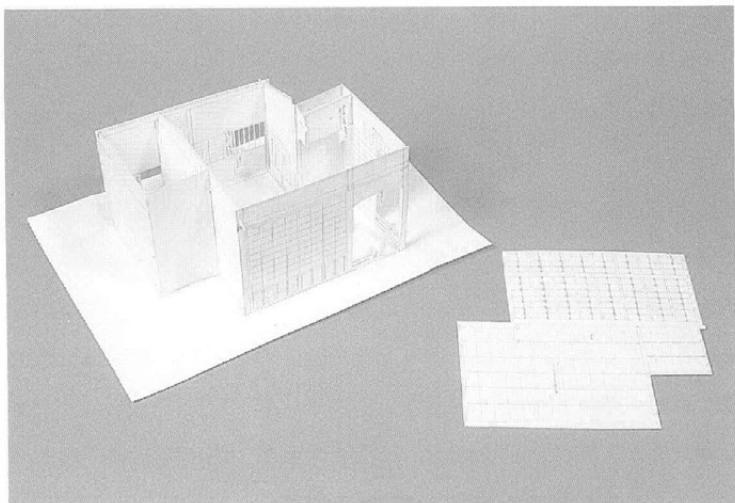
以上、表御殿を描いた絵図ならびに表御殿に関する絵図のすべてを概観した。一覧表には、それぞれの絵図が先の5期の絵図分類のどの期に属しているかについても、あわせて付記した。その結果、ほとんどの絵図がV期を描いたものであることも判明した。

ところで、絵図には製作年号がほとんど記されていない。したがって、絵図の分析より判明した5期の相対年代を、実年代に置き換える作業はたいへん困難である。わずかに製作年号の記されていたのは、一覧表の3.「御城内御絵図」及び11.「城下水道図」である。前者には文化11年（1814）6月、後者には文化元年（1804）と記される。前者が先の絵図分類からI期ないしI期以前と判断されるのに対し、後者はV期と考えて相違ない。表記された年号と描かれた内容には、両絵図で明らかな矛盾がある。

ここで、文化元年銘を持つ「城下水道図」に留意すると、幸いなことに各武家屋敷の住人の名前が付記されている。そこで、この名前を井伊家に伝わる『侍中由緒帳』を使って調べてみた。『侍中由緒帳』は、彦根藩士の由緒や経歴を克明に記したもので、全69冊を数える。元禄4年（1691）四代藩主井伊直興（いいなおおき）の時、諸藩士に命じて各家の由緒書を提出させ編纂させたのに始まる。石高別に編集し、以後幕末まで各家の代替りごとに書き継がれている。この『侍中由緒帳』との照合の結果、記載された人物が、文化元年頃、実在の人々であることがわかった。この絵図に記載された年号——文化元年は、絵図の内容に相応していると考えて間違いないであろう。

そのように考えると、文化元年から10年後の文化11年には、絵図分類のV期あるいはそれ以降の描写がなされないとおかしい。「御城内御絵図」に描かれたI期ないしI期以前の表御殿とは相いれない内容である。ところで、「御城内御絵図」の御殿を仔細にみると、山側の外まわりの各小屋、具体的に北から「仮小屋」、「番所」とその横の溜柵、「釜屋」の一連の小屋については、明らかにV期の建物であり、V期の絵図と正確に符合している。にもかかわらず、それ以外の大半の建物がI期ないしそれ以前の姿に描かれているのである。絵図を描く際、その時点よりも未来の建物を描くことは基本的に不可能だが、過去を描くことは古い絵図などを参考にすれば十分可能である。推測の域を出るものではないが、この絵図を描く際、何等かの意図により現実とは異なる古い建物の姿に描かれたのではないかと思われる。幸い、外まわりの一部のみ何故か現実の建物を描いたため、かろうじてV期ないしそれ以降の所為と知れた。以上、表御殿は、文化元年には絵図分類のV期の姿を示していたと予測された。ただ、時期決定の資料とした両絵図は、ともに表御殿を描くことを本意としていない。それぞれ樋筋や城内の全容を描いたものである。したがって、どれ程の精度で表御殿を描いたか疑問が残る。新しい資料で補完されるまで、文化元年をV期と断定することは控えよう。

ところで、絵図を絶対年代で照合できる資料がもう一つある。先の一覧表中12の十三代藩主井伊直弼が題字を書いた各起こし絵がそうである。起こし絵には、絵図分類のV期に至って造られる「間適軒」「不待庵」「鷺谷」の茶室や待合が含まれる。つまり直弼が藩主であった嘉永3年（1850）から



写7 間適軒起こし絵

万延元年（1860）の10年間とV期の内の少なくとも一定期間が重なっていることは間違いない。又、直弼が著した茶会記録「彦根水屋帳」を読むと、安政2年（1855）以降安政4年（1857）に至る間、上記の茶室・待合などを使用してしばしば茶会が催されている。少なくとも安政2年から安政4年の間がV期であったことは間違いないさうである。

以上、絵図の分析により判明した5期の相対年代が、実年代にいかに相応するかについて、いくつかのアプローチを試みた。その結果、V期内の一定期間について実年代と対照させることができたが、それ以前については、ほとんど成果を得ることができなかった。最後に、5期に分けた絵図分類のそれ以前と以後について若干触れ、本章をしめくくりたい。

#### 絵図以前

絵図以前、つまり絵図分類のI期以前については、I期の実年代が定かでないため、その様相をさぐるのは極めて困難である。ただ、III章の検出遺構の項で詳述するように、明らかにI期以前と考えられる遺構も散見される。一方、文献、特に「井伊年譜」の中で表御殿と直接あるいは間接的に関連する項をひろってみると、I期の絵図との相関関係は依然として曖昧なままであるが、表御殿創建前後の様相がおぼろげながらわかつてくる。まず、その資料を列举することから始めよう。

「一、惣構ノ堀土手櫓并御成御殿其外ノ屋作ハ大方直孝公御家督已後出来 直継公御代ニハ一重構計也 二、御本丸御廣間并御臺所長局等ハ 直継公御在城ノ時分ハ右ノ廣間ニ座ス」 どうやら井伊直継が藩主の代には、いまだ表御殿はなく、城郭としての構えも不十分であったようだ。そして、直継自身は、本丸の前に建てられていた御広間で政務などを行なっていたことがわかる。天守の前には、今日もその痕跡が残っている。ところが次の井伊直孝が藩主となった元和元年（1615）以降、城郭がおおよそ完成したようである。その時期は他の項から察して元和8年（1622）頃と考えられ、この頃には表御殿も完成し、直孝もそこに移って政務にあたったものと予想される。なお、記載の「御成御殿」については、表御殿の可能性が高いと思われるが断定するまでには至らない。ただ、絵図のI期よりII期にかけて描かれている御守殿が、実は徳川家光の上洛に際して建てられた將軍御成用の建物と予測され、建立年代として寛永11年（1634）が与えられたことについては先述した。

ところで、表御殿に藩庁としての機能が移った後、天守の御広間はどうなったのであろう。本来であれば解体されるはずの建物であろうが、「善利川堤安清辺ヨリ御城内御建物之棟多ク重り相見ヘ、様子能御座候ニ付、其併被指置候由」と井伊年譜にあり、どうやら城郭の景観を考慮して残されたようである。以上、表御殿創建前後の様相を「井伊年譜」を通して垣間見た。絵図との相関関係はいまだ曖昧なままであるが、新資料の発見がない限り、両者の接点をこれ以上太くすることは不可能かと思われる。

#### 絵図以後

絵図以後、つまり絵図分類のV期以降について。V期については、実年代との照合が一部可能であり、十三代藩主井伊直弼時代との重なりが留意された。ところがV期以降については、資料をほとんど見い出し得ない。ただIII章で詳述するように、表御殿の特に奥向きで、明らかにV期以降の遺構が見い出される。いずれも江戸期に納まる遺構と思われる。それらは比較的豊富に検出され、積極的な増・改築であることが多い。大老として幕政に重きをなした井伊直弼。彼の突然の死。そしてその事後処理を大きな課題とした最後の藩主井伊直憲。はたして、いつの時点の遺構であろうか。

時はやがて明治時代を迎え、明治元年8月、藩は新体制に応すべく政治機構の大改革を行った。表御殿は政事館と名を変え、藩主の住居は楳御殿に移りこれを楳御住居と称した。そして明治4年7月に断行された廢藩置県。

彦根藩は廃されて彦根県が設置され、旧表御殿は彦根県庁となった。最後の藩主井伊直憲は東京府民として彦根を去り、替って東京より権大属稻川退蔵が来て置県事務を執った。同年11月には彦根県も廃され、名を長浜県と替えて、引き続きその執務が旧表御殿で行なわれた。翌年2月、彦根城郭は陸軍省の所管となり、表御殿は兵舎に充てられることになった。明治9年5月には、殖産興業の音頭の下、城郭一帯で彦根博覧会が実施され、旧表御殿もその会場となる。そして明治11年、陸軍省は彦根城郭内の建物の一部を大津兵営に移すことになり、門・塀・付属建物などが公売に供された。この時、おそらく旧表御殿も又公売の対象となり、建具や建物が市中に四散していったと予測される。江戸時代、再三の増建築を施しながら250年余の風雪を耐えぬいた表御殿にとっては、実にあっけない幕切れであった。幸い能舞台のみ井伊神社に移築されて難を逃がれることができた。大正13年には皇太子の御成婚を記念して、当地一帯は公衆グランドに生まれ変わり、市民の憩いの場として再生することになった。そして、いつしか表御殿の存在は人々からわすれ去られ、わずかにグランドの片隅に立つ「表御殿跡」の立て札が、往時を偲ばせるだけであった。